

創業支援資金 “応援”

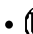
商品名 (愛称)	創業支援資金 “応援”
ご利用いただける方	<p>当金庫の会員または会員たる資格を有し下記に該当する方</p> <p>① 創業者、第二創業者（異業種・新分野への進出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 創業者・・・新たに事業を開始する具体的計画を有する方 ➢ 第二創業者・・・新事業、新分野への事業進出を計画している方 <p>② 事業承継者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業承継者・・・事業承継を計画している方 <p>③ 創業後（第二創業含む）または事業承継後5年以内の方</p> <p>詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
お使いみち	<p>① 創業（第二創業）に係る資金</p> <p>② 事業承継資金（M&A等の事業買取りへの融資）</p> <p>③ 創業後または承継後5年以内の当該事業に係る資金</p> <p>ただし、土地取得資金は事業継承で不可欠の場合に限り対象となります。</p>
ご融資金額	<p>新規創業 5,000万円以内</p> <p>第二創業・事業承継 1億円以内</p> <p>※保証協会付は利用保証制度の保証限度額が上限となります。</p>
ご利用期間	<p>運転：10年以内（うち、据置2年可）</p> <p>設備：不動産取得20年以内（うち、据置2年可）</p> <p>：不動産以外15年以内（うち、据置2年可）</p> <p>ただし、設備資金は、原則、償却期間内となります。</p> <p>※保証協会付の融資及び据置期間は利用保証制度の範囲内となります。</p>
ご融資利率	<p>ご融資利率は当金庫新長期プライムレート▲0.5%を基準とした 随時変動型でご利用中でも金融情勢などに応じ変動します。</p> <p>ただし、変動後の融資利率には上限を設けております。</p> <p>詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
ご返済方法	<p>元金均等または元利均等返済となります。</p>
保証人・担保	<p>【保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人：個別にご相談させていただきます ・ 個人事業主：原則不要 <p>また、お申込み内容等に応じ、担保を提供していただくこともあります。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。

本商品の利用希望者または利用者が受けられるサービス等

本商品の利用見込みまたは利用後のお客様に対して当金庫は下記の取組みを行い、創業や事業承継のためのご支援をさせていただきます。

- ①創業希望の方に対し、創業前から創業事業に係る情報提供や計画策定支援を行います。
- ②創業希望の方や創業セミナー、創業塾の参加の方に対し、事業プラン策定支援を行います。
- ③ミラサポ、よろず支援拠点等の専門家による個別相談への仲介及び専門家訪問時には職員が同行してサポートします。(創業前・創業後)
- ④希望の方には当金庫が開催している税理士による経営相談会での相談対応を行います。(創業前・創業後)
- ⑤ご希望の方に対し、ビジネスフェア、商談会等への参加支援を行います。
- ⑥営業店担当者が定期的な訪問を行い、経営相談や業況把握によるアドバイス等を実施します。(原則、月1回程度の実施となります)
- ⑦営業店役席者が定期的な訪問を行い、経営相談の実施します。(原則、四半期1回程度の実施となります)
- ⑧当庫の中小企業診断士や農業経営アドバイザー等の資格保有者による経営診断やコンサルティングの支援を行います。

当金庫がお客様の創業や事業に対する支援を目的として、提携や連携している団体等は以下の通りです。お客様の要望または必要に応じてご相談・ご紹介・ご仲介等をさせていただきます。

- ・上越創業支援ネットワーク
(構成機関：当庫・日本政策金融公庫・上越市・上越商工会議所等)
- ・NICO
(専門家派遣・よろず経営相談・事業引継・プロ人材斡旋)
- ・ミラサポ
(ワンストップ総合支援による経営アドバイス)
- ・建設業振興基金〔国土交通省関連〕
(建設産業生産性向上支援や建設産業向け経営アドバイス)
- ・産学金連携
(信州大学による技術・研究支援、研究施設提供)
- ・上越創業者くらぶ
(地域の創業者による研修や情報交換、交流会等の開催)

<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス統括室(9時～17時、電話：025-543-3184)にお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)並びに新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問合わせください。</p>